獣医事審議会専門委員の適格要件及び任命基準

農林水產省消費•安全局長

1 適格要件

- (1) 二親等以内の者が、当該年度の獣医師国家試験を受験することが 予想される者でないこと
- (2) 専門委員に就任するに当たって、健康上の問題がないこと
- (3)過去に獣医師国家試験、大学の試験等で不正な行為を行ったことがないこと

2 任命基準

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において獣 医師国家試験の出題科目を担当する教授、准教授等の職にある者又 はあった者
- (2)研究機関や行政機関の職員又は獣医師として概ね10年以上の職 務経験を有する者
- (3) 上記以外の者で、上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として、農林水産大臣が適当と認める者